1月9日

在ベンガルール日本国総領事館

日本政府は、新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言発出に伴い、」8 日付で新たな水際対策強化にかかる措置を発表しました。ポイントは以下のとおりです。詳細 は末尾のリンクを参照願います、

- ●緊急事態宣言発出に伴い、1月8日、日本において新型コロナウイルス感染症に関する新たな 水際対策措置が決定されました。
- ●同措置に基づき、緊急事態宣言の解除宣言が発せられるまでの間、日本人を含む全ての入国者・再入国者・帰国者に対し、日本の空港において新型コロナウイルス感染症に関する検査が実施されるほか、1月13日午前0時(日本時間)以降は、出国前(デリー経由の場合はデリー発の時刻を起算とする)72時間以内に検査・取得された検査証明の提出が求められます。
- ●検査証明を提出できなくても、日本人の方は日本に入国には問題ありませんが、その場合、 検疫所長の指定する場所(検疫所が確保する宿泊施設に限る。)で待機し、入国後3日目に改 めて検査をすることとなります。同検査で陰性と判定されれば、位置情報の保存等(接触確認 アプリのダウンロード及び位置情報の記録)について誓約をした上で施設を退所し、入国後14 日間自宅等で待機することが求められます。
- ◎厚生労働省:水際措置に係る新たな措置について(1月9日付) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html
- ◎外務省広域情報:新たな水際対策措置(1月8日付) https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C006.html
- ◎外務省 HP:有効な「出国前検査証明」フォーマット https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page25 001994.html
- ◎検疫強化措置に関する日本の問い合わせ窓口「厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口」
- ●日本国内から: 0120-565-653
- ●海外から:+81-3-3595-2176(日本語、英語、中国語、韓国語に対応)